

負担付きの寄附の受納について

次のとおり負担付きの寄附を受納する。

1 寄附の目的

スポーツの振興に寄与する施設の用に供する建物等に充てるため

2 寄附を受ける建物等

(1) 長居球技場に係る鉄筋コンクリート造地上5階建建物ほか5棟（予定）

建築面積合計 約8,000平方メートル

延床面積合計 約15,000平方メートル

所在地 大阪市東住吉区长居公園

附帯設備 一式

(2) 前号の建物の建設等に伴い撤去が必要となる公園施設の代替となる公園施設の

用に供する施設等 一式

3 寄附者

大阪市東住吉区长居公園1番1号

桜スタジアム建設募金団体

4 寄附の条件

(1) 本市は、指定の期間を30年間と定めて一般社団法人セレッソ大阪スポーツクラ

ブを長居球技場の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に指定すること

(2) 議会の議決を経ることができないために、本市が前号に違反したときは、寄附

者は、寄附に係る契約を解除することができること

平成30年 9 月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建物等に係る負担付きの寄附を受納するため、この案を提出する次第である。